

神戸市社会教育関係団体補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体に補助金を交付する場合において、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となる社会教育関係団体は、当該団体の事業計画に基づき、次に掲げる社会教育に関する事業の全部または一部を実施するものとする。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料等を収集し、作成しまたは提供する事業
- (2) 社会教育の普及、向上または奨励のための援助、助言の事業
- (3) 社会教育関係団体間の連絡調整の事業
- (4) 機関紙の発行、資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の事業
- (5) 体育、運動競技若しくはレクリエーションに関する催しの開催、またはこれに参加する事業
- (6) 社会教育に関する研究調査の事業
- (7) その他社会教育の振興に寄与する公共的意義のある適切な事業

2 前項の規定にかかわらず、政治活動、宗教活動または営利を目的とする事業は除外するものとする。

(申請)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けようとする社会教育関係団体は、補助金交付申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第2条に掲げる事業の実施に伴う経費を上限とし、予算の範囲内とする。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付決定を行うときは、社会教育法第13条の規定に基づき、予め神戸市社会教育委員会議の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付決定したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた社会教育関係団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに概算により補助金を請求者に支払うものとする。

(報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けた社会教育関係団体は、第2条に掲げる事業の終了後、あるいは当該年度終了後のいずれか早い時期に、次の書類を提出するものとする。

- (1) 収支決算報告書
- (2) 事業実施報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合にはその内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により補助金事業の実施報告をした社会教育関係団体に通知するとともに、既に交付した補助金の精算を行うものとする。
- 3 市長は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた社会教育関係団体が補助対象事業を行わなかった場合には、交付決定の全部または一部を取消することができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。